

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、五條市、宇陀市、御杖村及び十津川村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十七年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行った者の名称

五條市

宇陀市

御杖村

十津川村

二 調査を行った期間

五條市 平成二十四年五月二十二日から平成二十五年七月十日まで

宇陀市 平成二十四年五月十一日から平成二十六年十二月十九日まで

御杖村 平成二十五年五月一日から平成二十七年二月九日まで

十津川村 平成二十四年五月二十一日から平成二十六年二月二十六日まで

三 成果の名称

五條市野原西一丁目、二丁目、四丁目の各一部の地籍図及び地籍簿

宇陀市榛原檜牧の一部の地籍図及び地籍簿

御杖村（大字桃俣の一部）の地籍図及び地籍簿

十津川村（大字長殿の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市野原西一丁目、二丁目、四丁目の各一部の地域

宇陀市榛原檜牧の一部の地域

御杖村大字桃俣の一部の地域

十津川村大字長殿の一部の地域

五 認証年月日

平成二十七年十月十五日